

周南市立(仮称)西部地区
学校給食センター整備運営事業

入札説明書

平成 29 年 8 月 7 日

山口県周南市

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、周南市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成29年7月31日に特定事業として選定した周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する総合評価一般競争入札（以下「本入札」という。）を実施するにあたり、本事業及び本入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す別添資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）であり、平成29年6月23日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見の回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

○別添資料

別添資料1「要求水準書」

別添資料2「様式集」

別添資料3「落札者決定基準」

別添資料4「基本協定書（案）」

別添資料5「事業契約書（案）」

目次

第1章 特定事業内容に関する事項.....	1
1 事業名	1
2 公共施設の管理者の名称.....	1
3 本事業の目的.....	1
4 基本理念	1
5 事業の内容.....	2
6 事業のスケジュール(予定)	4
7 法令等の遵守.....	4
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1 事業者の募集及び選定の手順.....	5
2 入札における留意事項.....	7
第3章 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
1 入札参加者の構成等	10
2 入札参加者の参加資格要件(共通).....	10
3 入札参加者の参加資格要件(業務別).....	11
4 構成員及び協力企業の制限	12
5 参加資格の確認及び失格要件.....	13
第4章 提案条件に関する事項.....	14
1 立地条件	14
2 施設要件	14
第5章 審査及び選定に関する事項.....	16
1 選定委員会.....	16
2 審査の手順及び方法	16
第6章 事業契約に関する事項.....	17
1 基本協定の締結	17
2 事業者との仮契約の締結.....	17
3 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	17
4 契約を締結しない場合.....	17
5 事業者の事業契約上の地位	17

6	費用の負担.....	17
7	契約保証金.....	17
第7章	事業実施に関する事項.....	18
1	誠実な事業の遂行.....	18
2	市による本事業の実施状況の確認.....	18
3	事業期間中の事業者と市の関わり.....	18
4	支払手続き.....	18
第8章	その他.....	19
1	入札説明書等に関する問合せ先.....	19
別紙1	事業用地位置図.....	20
別紙2	事業用地図.....	21
別紙3	入札金額の算定方法について.....	22
1	サービス対価の構成.....	22
2	サービス対価の算定方法.....	23
別紙4	サービス対価の支払い方法.....	22
1	サービス対価の支払い方法.....	28
2	サービス対価の改定.....	30
別紙5	モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法.....	33
1	減額等の対象.....	33
2	減額等の措置を講じる事態.....	33
3	減額等の決定過程.....	33
4	サービス対価Cの変動費の減額.....	34
5	サービス対価C総額の減額.....	34

第1章 特定事業内容に関する事項

1 事業名

周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者の名称

周南市長 木村 健一郎

3 本事業の目的

周南市（以下「市」という。）の徳山西学校給食センター及び新南陽学校給食センターは老朽化が進み、さらに「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や作業区域の区分等に対応するため、新たな学校給食施設の早急な整備が求められているところである。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を実現するため、市は、新たに（仮称）西部地区学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備する。

施設整備にあたっては、食の安全管理や衛生管理に特に留意するとともに、法に定める学校給食の目的に沿って、地場産物の活用や郷土食の提供などを通じて地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める給食の提供を目指す。また、献立作成にあたっては常に食品の組合せ、調理方法等の改善を図るとともに、児童生徒の嗜好の偏りをなくすように配慮する。

なお、本施設の整備方法は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間と行政のパートナーシップのもとで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者へ委ねることとする。

これにより、長期にわたって安全でおいしい給食を提供するとともに、良好な維持管理により、給食の質の確保と整備運営コストの縮減を図ることとする。

4 基本理念

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設を整備し、維持管理・運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

本事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

ア HACCPの概念を取り入れ、衛生管理の徹底を図ること。

イ 食育の推進に寄与すること。

- ウ 多種多様な献立作成が可能となるよう、調理機能の充実に努めること。
- エ 食物アレルギーをもつ児童生徒への学校給食の提供に対応すること。
- オ 環境負荷の低減に配慮し、給食残渣等の減量化及び再資源化を図ること。
- カ ライフサイクルコストの低減を可能な限り追求すること。
- キ 災害時に、最低限の食料の炊き出し等を可能とすること。
- ク 民間事業者のノウハウを活かした効率的な設計、建設、維持管理・運営を行うこと。

5 事業の内容

(1) 施設の概要

- ① 事業用地 周南市福川南町 2573-36 地内
- ② 敷地面積 約 10,000 m²
- ③ 提供食数 1日あたり最大 4,000 食
- ④ 対象学校 小学校 9 校
中学校 5 校

(2) 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ① 設計・建設期間 平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月 (2 年)
- ② 開業準備期間 平成 32 年 2～3 月
- ③ 維持管理・運営期間 平成 32 年 4 月～平成 47 年 3 月 (15 年)

なお、事業終了後の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

(4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ① 設計業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 建築本体（建築本体、建築付帯設備等）に係る設計業務
 - ウ 厨房設備に係る設計業務
 - エ 工事開始までに必要な関連諸手続き
- ② 工事監理業務
- ③ 建設業務
 - ア 建設工事業務
 - イ 調理設備等の調達・設置業務
- ④ 各種備品調達等業務
 - ア 各種備品の調達・設置業務
 - イ 各種備品の台帳作成業務
- ⑤ 開業準備及び引渡業務
 - ア 開業準備業務
 - イ 引渡業務
- ⑥ 維持管理業務
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 調理設備保守管理業務
 - エ 各種備品保守管理等業務
 - オ 外構等保守管理業務
 - カ 清掃業務
 - キ 警備業務
 - ク 長期修繕業務（大規模修繕は除く）
- ⑦ 運営業務
 - ア 献立作成支援業務
 - イ 検収補助業務
 - ウ 調理等業務
 - エ 洗浄・残菜等減量化及び処理業務
 - オ 配送・回収業務
 - カ 衛生管理業務
 - キ 運営備品更新等業務
 - ク 食育支援業務

(参考)運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり

- ア 献立作成（提供食数の決定）
- イ 食材調達
- ウ 食材検収
- エ 給食費の徴収管理
- オ 食育業務、見学等の対応

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態（サービス購入型）の事業である。

- ① 市は、事業者が実施する施設の設計業務、工事監理業務、建設業務及び各種備品調達等業務の対価の一部として、あらかじめ定める額を建設一時支払金として事業者を支払う。
- ② 市は、事業者が実施する施設の設計、建設等への対価について、①に記す建設一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- ③ 市は、事業者が実施する施設の維持管理業務及び運営業務の対価を、サービス対価として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。サービス対価は、物価変動に基づき、年に1回改定する。また、サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- ④ 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる調理人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定している。

6 事業のスケジュール(予定)

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 落札者決定 | 平成 29 年 12 月 |
| ② 仮契約 | 平成 30 年 2 月 |
| ③ 事業契約の締結 | 平成 30 年 3 月 |
| ④ 施設の設計・建設 | 平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月(2 ヶ年) |
| ⑤ 開業準備期間 | 平成 32 年 2～3 月 |
| ⑥ 施設の維持管理・運営 | 平成 32 年 4 月～平成 47 年 3 月(15 ヶ年) |

7 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、各種の法令等を遵守すること。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

日程	内容
平成29年8月7日（月）	入札公告及び入札説明書等の交付
平成29年8月10日（木）	入札説明書等に関する説明会
平成29年8月22日（火）	入札説明書等に関する第1回質問の受付
平成29年9月12日（火）	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成29年9月19日（火）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付
平成29年9月29日（金）	参加資格審査結果の通知
平成29年10月3日（火）	入札説明書等に関する第2回質問の受付
平成29年10月18日（水）	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成29年11月10日（金）	入札及び提案書類の受付
平成29年12月	落札者決定及び公表
平成30年2月	仮契約締結
平成30年3月	事業契約議決及び締結

(2) 応募手続き等

① 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び落札者決定基準（以下「入札説明書等」という。）を交付する。事業者において、市のホームページからダウンロードすること。入札公告以降の予定は、随時ホームページに公表する。

② 入札説明書等に関する説明会

入札に参加を希望する事業者に対して、入札説明書等に関する説明会を開催する。

- ・日 時 平成29年8月10日（木）14時～
- ・場 所 キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター カルチャールーム
- ・申し込み方法 平成29年8月10日（木）10時までに、電子メールにより必要事項を記載のうえ市へ提出すること。（様式集 様式1-2）

※説明会で入札説明書等の配布は行わないので各自持参すること。

③ 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間 平成 29 年 8 月 10 日（木）～平成 29 年 8 月 22 日（火）17 時 15 分
- ・受付方法 電子メールにより市へ提出すること。（様式集 様式 1-3）
- ・提出先 周南市教育委員会教育部学校給食課（ed-kyushoku@city.shunan.lg.jp）

④ 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を、平成 29 年 9 月 12 日（火）までに市のホームページにおいて公表する。

⑤ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 提出書類

- ・様式集に示すとおり。

イ 提出方法

- ・提出期間 平成 29 年 9 月 12 日（火）～平成 29 年 9 月 19 日（火）17 時 15 分
- ・提出方法 持参によるものとする。
- ・提出場所 周南市教育委員会教育部学校給食課

⑥ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は入札参加者の代表企業に対して、平成 29 年 9 月 29 日（金）までに書面により通知する。なお、参加資格が認められた者について、受付番号等を通知するため、提案書類作成時に用いること。

⑦ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- ・提出期間 平成 29 年 9 月 29 日（金）～平成 29 年 10 月 4 日（水）17 時 15 分
- ・提出方法 持参によるものとする。なお、様式は任意とする。（代表企業の代表社印を要する。）
- ・提出場所 周南市教育委員会教育部学校給食課

市は説明を求められた場合、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、平成 29 年 10 月 11 日（水）までに書面により回答する。

⑧ 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間 平成 29 年 9 月 29 日（金）～平成 29 年 10 月 3 日（火）17 時 15 分
- ・受付方法 電子メールにより市へ提出すること。（様式集 様式 1-3）
- ・提出先 周南市教育委員会教育部学校給食課（ed-kyushoku@city.shunan.lg.jp）

⑨ 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を、平成29年10月18日（水）までに市のホームページにおいて公表する。

⑩ 入札及び提案書類の受付

本事業に関する入札書及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類（入札書類）を次のとおり受け付ける。なお、一度提出された入札書類について、変更等を認めないものとする。

- ア 提出日時 平成29年11月10日（金）12時まで
- イ 提出方法 持参によるものとする。
- ウ 提出書類 様式集に示すとおりとする。
- エ 提出場所 周南市教育委員会教育部学校給食課

⑪ 開札

開札は、入札参加者立会いのうえ、次のとおり行うものとする

- ア 日 時 平成29年11月10日（金）14時（予定）
※この際、入札金額の公表は行わない。
- イ 場 所 周南市教育委員会 2階会議室
- ウ その他 入札金額が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内で入札した入札参加者を選定の対象とする。

⑫ 入札参加者に対するヒアリングの実施

提案書類の審査にあたって、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施時期は平成29年12月を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

⑬ 落札者決定・公表及び事業契約締結

提出された提案書類について総合的に評価を行い、周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営事業に係るPFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て落札者を決定する。落札者は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、市と仮契約を締結する。

市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

2 入札における留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ① 入札にあたって、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- ② 入札にあたって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札金額及び提案内容等を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札金額及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ④ 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するにあたっては、様式集に示す指示に従うこと。

(5) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札執行の開札に至るまでに、様式集の「様式3 入札辞退届」を担当まで提出すること。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格がない者又は入札参加資格確認書を受領しなかった者が行った入札。
- ② 参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札。
- ③ 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札。
- ④ 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札。
- ⑤ 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している入札参加者が行った入札。
- ⑥ 金額を訂正した入札書によって行われた入札。
- ⑦ 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札。
- ⑧ 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札。
- ⑨ 同一入札について入札参加者及び入札参加者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方

の入札。

- ⑩ 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札。
- ⑪ 代理人で委任状を提出しない者が行った入札。ただし、入札書に入札参加者の記名押印があれば、入札参加者が入札したものとみなす。
- ⑫ 明らかに連合によると認められる入札。
- ⑬ 入札書別紙が同封されていない入札及び入札書別紙に不備等がある入札。
- ⑭ その他入札の条件に違反した入札又は入札執行官の指示に従わない者の入札。

(7) 入札提案書類の取り扱い

① 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

第3章 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、次に掲げる企業により構成されるグループとし、入札参加者グループの代表企業を定めること。また、設計企業、工事監理企業、建設企業、厨房設備企業、維持管理企業及び運営企業については、一企業とすることも複数の企業とすることも可能とする。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。
 - ① 本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）
 - ② 本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
 - ③ 本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）
 - ④ 本施設の厨房設備等を設計・製作・設置業務を行う企業（以下「厨房設備企業」という。）
 - ⑤ 本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
 - ⑥ 本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）
- (2) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPCを周南市内に設立するものとする。入札参加者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を構成員、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を協力企業という。(1)に示す①から⑥の各企業について、それぞれ1社以上構成員とすること。なお、代表企業は構成員とすること。
- (3) 全ての構成員はSPCに対して出資を行うこととし、構成員以外のものがSPCに出資することは認めない。また、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- (4) 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員及び協力企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- (5) 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。
- (6) 構成員及び協力企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

2 入札参加者の参加資格要件(共通)

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (3) それぞれの業種において必要となる市の入札参加資格を有していること。

※平成 28・29 年度分の業務委託（測量・コンサル除く）、物品調達等の競争入札参加審査は、毎月受付しており、平成 29 年 9 月の参加表明にあたっては 7 月 1 日から 10 日までの間の届出が必要である（平成 30・31 年度分は 11 月中の届出が必要。）。なお、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託については、平成 29・30 年度分の申請は終了している。

3 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業は、業務別に次の参加資格要件を満たすものとする。

- (1) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①と②の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

② HACCP 対応施設に対する相当の知識（※）を有していること。

※「相当の知識を有している者」とは、HACCP 対応施設（HACCP の認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設設計の完了または運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の実施設設計の完了または運営した実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

③ 平成 14 年 4 月以降に延床面積 1,500 m²以上のドライシステムによる大量調理施設（※）の基本設計又は実施設設計の実績を有していること。

※大量調理施設とは、同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。以下同じ。

- (2) 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①と②の要件を満たすこと。

① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

② HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。

③ 平成 14 年 4 月以降に延床面積 1,500 m²以上のドライシステムによる大量調理施設の実施設設計の実績を有していること。

- (3) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①と②の要件を満たすこと。

また、少なくとも 1 者は、周南市内に本店又は支店を有する者とする。

① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定

建設業の許可を受けた者であること。

- ② 建築一式工事において経営事項審査 800 点以上であること。
 - ③ 平成 14 年 4 月以降に延床面積 1,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。
- (4) 厨房設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①の要件を満たすこと。
- ① 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
 - ② HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- (5) 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
- ① 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
- (6) 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも 1 者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は①の要件を満たすこと。
- ① HACCP 対応に対する相当の知識を有していること。
 - ② 4,000 食以上のドライシステムによる学校給食施設における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

4 構成員及び協力企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (1) PFI 法第 9 条の規定に該当する者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者。
- (3) 市の指名停止措置を受けている者。
- (4) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- (5) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。
- (6) 役員等及び下請け契約の相手方が暴力団員（周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年 12 月 25 日制定）別表各号に掲げる措置要件に該当する者をいう。）もしくは暴力団により事業活動を実質的に支配されているなど、暴力団員と関わりを有する者。
- (7) 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。
※本事業の業務に関わっているものはパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所である。
- (8) 本事業の「PFI 導入可能性調査」を担当した株式会社長大及びその関連がある者。
- (9) 直近 1 年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

(10) 選定委員会の委員が属する組織、企業とその関連がある者。

5 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者又は入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。ただし、前述第3章1(4)の規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員及び協力企業については、変更する場合がある。

第4章 提案条件に関する事項

1 立地条件

- (1) 建設予定地 周南市福川南町 2573-36 地内
- (2) 用途地域 市街化区域、準工業地域
- (3) 建ぺい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 10,000 m²
- (6) インフラとの接続

下記インフラとの接続を行うにあたり、各管理者の定める規則等に従い、事業者の負担で整備すること。詳細な内容については、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等決定すること。

- ア 上水道
- イ 下水道
- ウ 電力
- エ 都市ガス
- オ 電話
- カ その他関連するインフラ

2 施設要件

(1) 基本的考え方

学校給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については別添資料1「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCPの概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。また、食育とのかかわりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

(2) 献立方式

詳細については別添資料1「要求水準書」にて提示するが、献立方式については1献立で、中学は増量及び副菜の1品追加等とし、また、アレルギー等対応食数は50食程度を想定している。

(3) 施設規模

1日当たり最大4,000食（試食会を含む。）が提供できる施設とする。なお、延床面積は、1,983m²未満（※）とする。

※「延床面積の減少を伴う集約化」を行うため、徳山西学校給食センター（926m²）と新南陽学校給食センター（1,057m²）の延床面積合計1,983m²より減少させるもの。

(4) 施設機能

本施設に必要な施設内容は、以下のものが想定される。なお、市として施設・設備

構成、規模、設計等において要求する水準については別添資料1「要求水準書」に示す。

表 本施設の機能

区分		必要とする主な諸室	
施設 本体	給食 エリア	汚染 作業 区域	荷受室、検収室、冷蔵庫・冷凍庫、食品庫・調味料庫、各下処理室、割卵室、調味料計量室、米庫、洗米室、器具等洗浄室(1)、新油庫・廃油庫、可燃物庫・不燃物庫、洗浄室、残渣処理室、回収用風除室等
		非汚染 作業 区域	煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、保冷库、アレルギー専用調理室、炊飯室、器具等洗浄室(2)、保管庫、配送用風除室等
		その他 区域	前室、調理員用更衣室、調理員用トイレ、調理員用休憩室、洗濯・乾燥室、運転手控室等
	事務 エリア	市職員 専用部分	市職員用事務室（給湯室、更衣室、書庫、倉庫を含む）、市職員用トイレ等
		事業者 専用部分	事業者用事務室給湯室、更衣室、書庫、倉庫を含む）、事業者用トイレ等
		共用部分	玄関ホール多目的室、見学者・外来者用トイレ、多目的トイレ、多目的室、廊下、倉庫、機械室等
	付帯 エリア	付帯施設	食材搬入用プラットホーム、配送車両用車庫、受変電設備、排水処理施設、受水槽、ゴミ置き場、駐車場、障がい者用駐車場、駐輪場・バイク置場、敷地内通路、門扉及び塀、植栽等

第5章 審査及び選定に関する事項

1 選定委員会

学識経験者等で構成する選定委員会が入札書類等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

なお、選定委員会は非公開とする。

2 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(2) 入札書類審査

あらかじめ設定した別添資料3「落札者決定基準」に従って、選定委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに点数化し、点数の合計が最も高い提案を最優秀提案とする。なお、評価項目や評価方法は、落札者決定基準に示すとおり。

(3) 審査事項

審査事項は別添資料3「落札者決定基準」に示すとおり。

(4) 審査結果

審査結果は市のホームページにおいて、公表する。

第6章 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案書類に基づき、基本協定を締結する。基本協定（別添資料4「基本協定書（案）」）の締結により、落札者を事業者とする。

2 事業者との仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて事業者が設立したSPCと本事業についての事業契約（別添資料5「事業契約書（案）」）の仮契約を締結する。

3 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

4 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

5 事業者の事業契約上の地位

SPCへのすべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業者の負担とする。

7 契約保証金

契約保証金は、施設整備費（建設一時金およびサービス購入料Aの元本）の合計金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上を納付するものとする。なお、契約保証金の納付の全部又は一部免除に関する規定については、事業契約書の規定によるものとする。

第7章 事業実施に関する事項

1 誠実な事業の遂行

事業者は、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2 市による本事業の実施状況の確認

(1) 設計及び建設業務の実施状況の確認

設計及び建設業務の実施状況の確認については、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより実施する。

(2) モニタリング

維持管理及び運營業務の実施状況の確認については、別紙5「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定めるところにより実施する。

(3) サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙5「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定めるところにより実施する。

3 事業期間中の事業者と市の関わり

(1) 本事業は事業者の責において遂行される。市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

(2) 市はプロジェクトファイナンスを想定していることから、本事業の安定的な継続を図るために、事業者に対して本事業に関して資金を融資する金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことを想定している。

4 支払い手続き

支払い手続きについては、別紙4「サービス対価の支払い方法」に定めるところによる。

第8章 その他

1 入札説明書等に関する問合せ先

本入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- (1) 担当部署 周南市教育委員会教育部学校給食課
- (2) 住 所 〒745-0004 山口県周南市毛利町2丁目2番地
- (3) 電 話 (0834) 22-8418
- (4) F A X (0834) 21-2161
- (5) 電子メールアドレス ed-kyushoku@city.shunan.lg.jp
- (6) ホームページアドレス <http://www.city.shunan.lg.jp/>

別紙1 事業用地位置図



「国土地理院の電子地形図（タイル）にコメントを追記して掲載」

別紙2 事業用地図



別紙3 入札金額の算定方法について

1 サービス対価の構成

市が事業者を支払うサービス対価は以下のとおりである。

表 サービス対価の構成

費用項目		支払の業務対象	
サービス対価	サービス対価A	①文部科学省学校施設環境改善交付金対象となる業務 ②起債対象となる費用 <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用 ・各種備品調達等業務に係る費用のうち運営備品の調達に係る費用※1 	
	サービス対価B	①設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用（運営備品の調達に係る費用を除く）※1 ③開業準備及び引渡業務に係る費用 ④その他の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費 等 ⑤割賦金利	
	サービス対価C	①学校給食調理 固定費	以下の費用について、事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に係る費用 ・運営業務に係る費用 ・SPC経費 等
		②学校給食調理 変動費	
	③配送車の燃料費		
	④光熱水費		

※1 各種備品調達業務に係る費用のうち運営備品の調達に係る費用について起債対象としてサービス対価Aとして支払うことを想定しているが、起債対象については詳細内訳確認後に変わる場合がある。そのため、実際の支払いについては、各事業者の提案金額を基に起債対象となる費用を算定したうえで、サービス対価A及びサービス対価Bの元金を決定する。

※2 上記の各サービス対価の算定にあたっては、消費税は含めずに計算すること。

2 サービス対価の算定方法

(1) サービス対価Aの算定方法

設計・建設等業務に係る対価のうち、施設引渡し後に一括で支払うサービス対価Aは、以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。実際に支払う交付金額は、平成31年度時点の同要綱に基づいて算定した額となる。

なお、事業者は、市が文部科学省学校施設環境改善交付金の交付を受けるにあたり、設計・建設段階において必要となる文部科学省等への申請書類等の作成において、全面協力すること。

表 サービス対価Aの算定方法

項目		内容
サービス対価A (①+②)	文部科学省学校施設環境改善交付金	①交付金想定額：171,428千円 ^{※1} （税込） （交付対象額：514,283千円 ^{※1} （税込））
	起債による一括支払金	②起債 [(①×3) - ①] × 90% + [(起債対象金額 - 交付対象額) × 90%

※1 記載している交付金の金額については、あくまで市が現時点で想定している参考値である。

※2 上記の算定方法により算定したサービス対価Aについて、交付金の算定単価や起債の対象内容により、提案時の金額と異なる場合がある。この場合に金融機関との間で事務手数料等が発生する場合には事業者の負担とする。また、提案後のサービス対価Aの見直しを行った場合には、サービス対価Bの割賦元本についても併せて見直すものとする。

※3 起債対象額は様式7-8①初期投資内訳書における、「Ⅰ.設計業務」、「Ⅱ.工事監理業務」、「Ⅲ.建設業務」、「Ⅳ各種備品調達等業務のうち運営備品費用」を対象とする。

(2) サービス対価Bの算定方法

設計業務、工事監理業務、建設業務、各種備品調達等業務、開業準備業務及び引渡業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり平準化して支払うサービス対価Bは、入札参加者が提案する「1 サービス対価の構成」に示すサービス対価B①～④を割賦元金とし、入札参加者が提案する割賦金利を加え、15年間の元利均等方式によって算定するものとする。

表 サービス対価の算定方法

項目	内容
割賦元金	サービス対価B①～④
割賦金利	基準金利＋スプレッド（入札参加者の提案による利鞘）

基準金利は、次のとおりとする。

表 基準金利

項目	内容
提案時の基準金利	午前10時現在の TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) としてテレレート 17143 頁に公表される 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物（円／円）スワップレートとする。 なお、提案時の基準金利は 0.444%（平成 29 年 6 月 1 日）とする。
金利確定日	本施設の引渡し予定日の 2 銀行営業日前 ※なお、金利確定日の基準金利がマイナスとなっていた場合には、基準金利は 0% と見なすものとする。

(3) サービス対価Cの算定方法

① サービス対価Cの算定方法

維持管理業務及び運営業務に係る対価であるサービス対価Cは、以下のとおり構成される。それぞれ以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

表 サービス対価の算定方法

項目		内容
サービス対価C	①学校給食調理固定費	<ul style="list-style-type: none"> 施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及びSPC経費等に係る費用が含まれることを想定している。 固定費は、各年度、入札参加者が提案する一定の額とする。 施設の修繕費についても各年度一律の金額を支払うものとする。
	②学校給食調理変動費	<ul style="list-style-type: none"> 提供食数に応じて変動する人件費、食器等に係る費用が含まれることを想定している。 変動費は、各期における合計の提供食数（後述②「提供給食数」を参照のこと。）に対し、入札参加者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。
	③配送車の燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 配送車に使用する燃料費が含まれる。 配送車の燃料費は、入札参加者が提案する燃料単価に入札参加者が提案する使用量を乗じた額を支払うものである。 支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。
	④光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> 施設内で必要となる光熱水費が含まれる。 光熱水費は、入札参加者が提案する電気、ガス、水道等の単価に入札参加者が提案する使用量を乗じた額を支払うものである。 支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合に、超過分についての光熱水費は支払わない。 市が市職員用事務室で使用する光熱水費についても、入札参加者が提案する単価に入札参加者の提案する使用量を乗じた額を支払う。ただし、市が使用する光熱水費については、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費を支払う。 電気料金は、基本料金及び単価の根拠を示すこと（その後の物価変動も当該根拠に準じる）。

② 提供給食数の考え方

ア 年間提供食数

学校給食調理は、次の年間合計提供食数があるものとして算定し、提案を行うものとする。

表 年間提供食数

年度	期間	年間合計提供食数
① 平成 32 年度	4 月～3 月	717,000 食
② 平成 33 年度	4 月～3 月	704,000 食
③ 平成 34 年度	4 月～3 月	691,000 食
④ 平成 35 年度	4 月～3 月	677,000 食
⑤ 平成 36 年度	4 月～3 月	664,000 食
⑥ 平成 37 年度	4 月～3 月	651,000 食
⑦ 平成 38 年度	4 月～3 月	636,000 食
⑧ 平成 39 年度	4 月～3 月	621,000 食
⑨ 平成 40 年度	4 月～3 月	605,000 食
⑩ 平成 41 年度	4 月～3 月	590,000 食
⑪ 平成 42 年度	4 月～3 月	575,000 食
⑫ 平成 43 年度	4 月～3 月	564,000 食
⑬ 平成 44 年度	4 月～3 月	553,000 食
⑭ 平成 45 年度	4 月～3 月	543,000 食
⑮ 平成 46 年度	4 月～3 月	532,000 食
事業期間 合計食数		9,323,000 食

イ 提供対象者数の保証

市は、維持管理・運営期間中に提供する給食数について、各年度毎（5月1日時点）の対象者数（事業者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数を合算した数）が2,300人以上となることを前提に提案書を求めることとする。

ウ 提供給食数の決定方法

市は、事業者に対し提供月の前月20日頃までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を提示する。

予定給食数の提示後、学校行事等の日程変更等により、予定する提供食数に変更がある場合、市は、事業者に対し提供実施日の2稼動日前の17時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を提示する。

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内を基本とする。変更給食数が200食を超える場合は協議を行うものとし、変更給食数が-200食を下回る場合、事業者は予定給食数から200食を減じた食数により、変動費を算定する。

なお、予定給食数においては、2,300食/日未満の提示もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

エ 実際の提供給食数と変動費の算定方法

支払いに際しての実際の提供給食数と変動費の算定の基礎となる食数の関係を次に整理する。

表 実際の提供食数と変動費の算定の関連性

変更給食数	提供給食数	変動費の算定基礎となる食数
±200食以内	実施給食数	同左
+200食超	予定給食数 +200食 +事業者の応諾した食数	同左
-200食超	実施給食数	予定給食数-200食

別紙4 サービス対価の支払い方法

1 サービス対価の支払い方法

(1) サービス対価の支払い方法

サービス対価の支払い方法は以下のとおりである。

表 サービス対価の支払い方法

費用項目		支払い方法
サービス対価	サービス対価A	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、市への施設の引渡し後、30日以内に市にサービス対価Aの請求書を提出する。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。 市は、文部科学省学校施設環境改善交付金及び起債による支払金について、一括で支払う。
	サービス対価B	<ul style="list-style-type: none"> 市は、割賦元金及び割賦金利を合わせた額について、平成32年度第1四半期を第1回、平成46年度第4四半期を最終回とし、四半期ごとに計60回に分けて支払う。 割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利(6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート(TSR))及び提案されたスプレッド【<u> </u>】パーセントの合計とする。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。
	サービス対価C	<ul style="list-style-type: none"> 市は、サービス対価Cの①②③④をまとめて、平成32年度第1四半期分を第1回とし、四半期ごとに計60回支払う。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。
	①学校給食調理固定費	<ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した各回の額を支払う。
	②学校給食調理変動費	<ul style="list-style-type: none"> 市は、各期における合計の提供給食数に入札参加者が提案した1食単価を乗じた額を支払う。
	③配送車の燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した燃料単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を払う。 支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。
④光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した電気、ガス、水道等の単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を支払う。 支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合に、超過分についての光熱水費は支払わない。 市は市職員用事務室で使用する光熱水費についても、入札参加者が提案した単価に入札参加者の提案した使用量を乗じた額を支払う。なお、市職員用事務室で使用する光熱水費については、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費を支払う。 	

(2) サービス対価の支払い時期

サービス対価の支払い時期は以下のとおりである。

表 サービス対価の支払い時期

項目	支払対象期間	支払日
第1 四半期	4 月 1 日～6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス対価 A：請求書受理後 30 日以内 (施設整備後に一括で支払い) ・ サービス対価 B：請求書受理後 30 日以内 ・ サービス対価 C：請求書受理後 30 日以内
第2 四半期	7 月 1 日～9 月 30 日	
第3 四半期	10 月 1 日～12 月 31 日	
第4 四半期	1 月 1 日～3 月 31 日	

2 サービス対価の改定

(1) サービス対価A及びBの改定

サービス対価Bについて、以下のとおり物価変動に基づいて改定させる。

- ① 市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により設計・建設業務に係るサービス対価A及びBが不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。
- ② サービス対価の改定方法は、変動前工事費等（本契約に定められたサービス対価A及びBの合計額からから割賦金利及び③アの基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（以下③により算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額（以下、「改定増減額」という。）について、サービス対価Bの元本に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス対価Bの改定額を定めるものとする。なお、サービス対価Aの改定は行わない。
- ③ サービス対価の改定手続きは、次に示すとおりとする。
 - ア ①の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
 - イ 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
 - ウ 改定増減額については、入札日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の計算式により算定する。

$$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$A = \alpha \times B + B \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

A : 改定増減額（サービス対価Bの増減額）

B : 変動前残工事費

α : 改定率

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{入札日の指数}} - 1$$

※ α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

エ 改定率の算定の用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数（工場 Factory S－工事原価）とし、入札日及び基準日の属する月の確報値とする。ウの算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。

オ ①に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価A及びBが

不適当となったと認めるとき」とは、エに示す入札日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする）との比（上記ウの α に相当する率）の絶対値が1,000分の15を超える時をいう。

カ 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

- ④ 上記①の規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記①～③において「事業契約締結の日」及び「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）」とあるのは「12ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) サービス対価Cの改定

サービス対価Cは、以下のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。

改定率 α は、次のとおりである。

$$\text{改定率}\alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

① 学校給食調理固定費

(t年度のサービス対価C（改定後）の固定費)

$$= (\text{入札参加者の提案におけるサービス対価Cのうち固定費}) \times \text{改定率}\alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

② 学校給食調理変動費

(t年度の給食1食当たりの単価（改訂後）)

$$= (\text{入札参加者の提案におけるサービス対価Cのうち給食1食当たりの単価}) \times \text{改定率}\alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

③ 配送車の燃料費

(t年度の配送車の燃料費の単価（改定後）)

$$= (\text{入札参加者の提案におけるサービス対価Cのうち配送車の燃料費の単価}) \times \text{改定率}\alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

④ 光熱水費

(t年度の光熱水費の単価（改定後）)

$$= (\text{入札参加者の提案におけるサービス対価Cのうち光熱水費の単価}) \times \text{改定率}\alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

【サービス対価Cの改定方法】

表 物価変動による見直し時のサービス対価Cの改定方法

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
サービス対価C	① 学校給食調理固定費	消費者物価指数 (財・サービス 分類指数(全国) の「サービス」)	・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の固定費を確定。
	② 学校給食調理変動費		・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る1食当りの単価を確定。 ・サービス購入料としては、上記の変動費単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③ 配送車の燃料費		・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の配送車の燃料費を確定。
	④ 光熱水費		・毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の光熱水費を確定。

※初回の計算は平成29年度の平均値及び平成30年度の平均値を用いるものとし、平成32年度第1四半期分のサービス対価より適用する。

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※指標は、入札参加者の提案を踏まえて、市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

(3) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス対価について、その変更内容に合わせて改定する。

別紙5 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営業務の対価であるサービス対価Cとする。

2 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、事業契約書、入札説明書等、事業者提案等に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合（児童、生徒が給食を食した場合）
レベル4	給食を提供できなかった場合（児童、生徒が給食を食すことができなかった場合）

3 減額等の決定過程

- (1) レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を提示する。
- (2) 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されないときは、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントが付与される。
- (3) 事業者は、レベル3又はレベル4の状態に陥ったときは、1日につき、次のペナルティポイントが付与される。

影響を受けた児童、生徒の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5ポイント	1ポイント
1%以上5%未満	1ポイント	2ポイント
5%以上10%未満	1.5ポイント	3ポイント
10%以上	2ポイント	4ポイント

- (4) 市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

4 サービス対価Cの変動費の減額

レベル4については、該当する食数分について変動費から減額する。

<算定式1>

$$\text{減額分} = \text{変動費} \times \text{未供給食数} \div \text{予定給食数}$$

5 サービス対価C総額の減額

- (1) 各年度の四半期における累積ペナルティポイントが次のとおりとなったときは、減額等の措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
4未満	減額等なし
4以上8未満	100分の20の減額
8以上	支払停止

- (2) 上表の100分の20の減額は、変動費の減額分があった場合は、これらを合算して減額する。

<算定式2>

$$\text{減額分} = \text{サービス対価C} \times 100 \text{分の} 20 + \text{算定式1で求められる額}$$

- (3) 累積ペナルティポイントが8以上の場合、支払停止とするが、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4未満であれば、翌期分の支払時に、当該サービス対価C相当額の100分の80を加算して支払う（ただし、レベル4による変動費の減額分については控除する。）。

<算定式3>

$$\begin{aligned} \text{翌期の加算分} &= \text{当該期のサービス対価C（固定費+減額前の変動費）} \times 100 \text{分の} 80 \\ &\quad - \text{当該期の算定式1で求められる額} \end{aligned}$$

- (4) 累積ペナルティポイントが8以上の場合で、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4以上であれば、市は契約を解除することができる。